

佐倉市の図書館

平成29年度

〈 2017 〉

佐倉市立図書館

内 容

1. 佐倉市立図書館の運営	3
2. 図書館のあゆみ	4
3. 図書館協議会	9
4. 職 員（平成29年度）	10
5. 図書館サービス網	11
6. 施設概要	12
7. 移動図書館（Book Mobile）	13
8. 平成28年度実施事業	15
9. 平成29年度事業計画	24
10. 図書館協力団体	27
11. ボランティア協力事業一覧	27
12. 佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例	28
13. 佐倉市立図書館の管理運営に関する規則	30
14. 佐倉市立図書館リサイクル要綱	36
15. 佐倉市図書館資料の貸出しに関する要綱	37
16. 佐倉市立図書館資料収集基準	39
17. 佐倉市立図書館資料除籍基準	43
18. 佐倉市立図書館資料複写サービス取扱要領	45

佐倉市立図書館

1. 佐倉市立図書館の運営

基本的運営

佐倉市立図書館は市民と共にある図書館を基本として、図書、記録その他必要な資料の収集整理及び保存を行い、市民の教養と文化の発展に寄与するために、自由と公平な立場での運営に努めます。

また、本と人、人と人との出会いの場を提供し、市民が快適に利用できるような施設の維持管理に努めます。

佐倉図書館の運営

1. 地域の中核的施設として、また、移動図書館車の運行等市域全体の図書館サービスに努めます。
2. 旧城下町(新町)にあることから、特に郷土行政資料の収集に努め、佐倉を学ぶための「佐倉学コーナー」の充実を図り、地域の資料や情報の提供に努めます。
3. 子ども読書活動の推進を図るため、保育園、幼稚園、小中学校等子どもに関わる各施設や市民ボランティアと連携しながら事業展開に努めます。

志津図書館の運営

1. 市民の様々な資料要求に対して、迅速に応えます。
2. 学校や保育園等との連携により、子どもの読書普及に努めます。
3. 市民が快適に利用できるような施設の維持管理に努めます。
4. 佐倉市に関する資料を収集し整理し、活用及び保存に努めます。

佐倉南図書館の運営

1. 市民をボランティアとして受け入れ、市民との協働による図書館サービスに努めます。
2. 隣接する根郷中学校と連携を密にし、図書館が学校図書館の役割も担っていきます。
3. 根郷、和田、弥富地区の児童・生徒への読書活動を援助していきます。
4. 市民の書斎として、くつろぎの空間づくりに努めます。

2. 図書館のあゆみ

昭和51年4月1日	佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例施行 佐倉市立図書館の管理運営に関する規則施行 位置：新町210番地
10月1日	閲覧室の使用を除き一般図書、児童図書の貸出を開始
昭和52年4月1日	全館使用開始
昭和53年5月1日	佐倉地域文庫連絡会発足
昭和54年7月24日	移動図書館車「さくらおぐるま号」巡回開始 ステーション数：8ヶ所 積載冊数：1,300冊
7月27・28日	親子読書会全国大会 会場：草ぶえの丘
12月1日	佐倉市おはなしきゃらばん結成
昭和55年4月1日	郷土資料室開室
昭和56年8月18日	新「さくらおぐるま号」巡回開始 積載冊数：2,200冊 ステーション数：12ヶ所
昭和57年1月12日	志津分館開館
昭和58年5月1日	本館新館オープン 位置：新町189番地（旧郵便局）
6月8日	移動図書館新ステーション 石川県営住宅開始
6月15日	移動図書館新コース 井野・ユーカリが丘開始
昭和59年10月22日	図書館本館（床）改修工事（～11月9日）
11月6日	臼井公民館図書室オープン
昭和61年4月1日	電算化スタート
5月5日	本館倉庫改修工事（～6日）
昭和62年3月5日	開館10周年記念文学講演会 講師：松本清張氏
昭和63年3月2日	北志津児童センター図書室開室
4月13日	移動図書館ステーション 山王・大崎台 開始 ユーカリが丘ステーション廃止
平成元年4月4日	移動図書館ステーション 岩富 開始 ユーカリ五番町ハイツステーション廃止
平成2年10月4日	新移動図書館車購入 積載冊数：3,000冊
平成3年3月31日	電算入れ替え FACOM K-670 (MEMI12MB)
4月10日	移動図書館ステーション 藤治台 開始
6月	佐倉市立図書館整備基本計画策定

平成4年 1月28日	移動図書館用書庫、車庫竣工 敷地面積：387.21 m ² 建築面積：134.13 m ²
4月8日	移動図書館ステーション 白銀 開始
11月17日	北志津児童センターとのオンライン開始
平成5年 6月8日	(仮) 志津図書館建設主体・電気設備・機械設備工事契約 工期：平成5年6月8日～平成7年3月10日
平成6年 3月15日	図書館報「みんなの図書館」の創刊
9月15日	図書館報「みんなの図書館」第2号発行
平成7年 3月15日	志津図書館完成、引き渡しを受ける。 図書館報「みんなの図書館」第3号発行
4月13日	移動図書館ステーション 上志津原廃止、染井野開始
7月1日	志津図書館設置に伴う、「佐倉市立図書館の設置及び管理 に関する条例」一部改正施行 位置：西志津4丁目1番2号
7月5日	志津図書館開館記念式典
7月6日	志津図書館 開館
11月15日	図書館報「みんなの図書館」第4号発行
平成8年 4月15日	図書館報「みんなの図書館」第5号発行
10月31日	図書館報「みんなの図書館」第6号発行
平成9年 3月31日	図書館報「みんなの図書館」第7号発行
6月1日	開館時間延長（午後5時から午後6時へ）の試行開始
11月30日	図書館報「みんなの図書館」第8号発行
平成10年 3月31日	図書館報「みんなの図書館」第9号発行
9月25日	佐倉南図書館新築工事 工期：平成10年9月25日～平成11年9月15日
11月1日	図書館報「みんなの図書館」第10号発行
3月21日	移動図書館ステーション 石川 廃止
平成11年 3月31日	図書館報「みんなの図書館」第11号発行
12月1日	新電算システム運用開始
平成12年 2月1日	佐倉南図書館開館記念式典 佐倉市立図書館ホームページ開設 (URL http://www.library.sakura.chiba.jp/)
	図書館報「みんなの図書館」第12号発行
2月19日	志津図書館 一日の来館者数3,059人を記録する。
3月30日	図書館報「みんなの図書館」第13号発行

4月1日	「佐倉市立図書館の管理運営に関する規則」の一部改正施行（貸出冊数の変更＝5冊から10点に） 夜間開館時間延長の試行開始 （火～金曜日 午後5時から午後8時へ）
5月24日	佐倉図書館 降雹により防水シートに被害発生
平成13年2月1日	図書館協議会委員の選出区分変更と内規を制定する。
4月1日	レシートプリンターの使用開始 佐倉図書館、美術館駐車場を図書館利用者に開放する。
6月6日	「佐倉市立図書館の管理運営に関する規則」の一部改正施行（館内整理日を月末から第一火曜日に変更）
6月30日	臼井公民館図書室改修工事のため休館（～10月29日）
7月	小川雄前図書館協議会委員長が全国公共図書館協議会から表彰される
7月1日	図書館報「みんなの図書館」第14号発行
10月1日	コピー料金を1枚10円に変更する。
平成14年3月26日	移動図書館ステーション 岩富町、神門 廃止
平成14年4月1日	佐倉市視聴覚教材ライブラリーが廃止され、その業務は佐倉図書館に統合される。「佐倉市立図書館の管理運営に関する規則」の一部改正施行 佐倉図書館、志津図書館、佐倉南図書館の祝日開館実施及び閉館時間を午後8時に変更、夜間開館業務をシルバークリスタルセンターへ業務委託する。（17：00～20：00） 志津分館の開館時間を午前9時に変更
平成15年5月1日	志津図書館で蔵書管理システム一部運用稼働開始
7月1日	志津図書館の全館禁煙化
9月	移動図書館車に千葉県ディーゼル条例第4条に対処するため、粒子状物質（PM）低減装置を取り付ける。
平成16年9月	移動図書館車に自動車NOx・PM法に対処するため、NOx・PM低減装置を取り付ける。
10月5日	「佐倉市立図書館資料情報提供システム」のソフト開発（日立製作所）をする。
12月	図書館協議会委員を公募する。（1名）
平成17年7月10日	志津図書館開館10周年記念式典・講演会実施
11月3日	佐倉地域文庫連絡会が市長表彰を受ける。
12月1日	図書館新システムによりインターネットサービスを開始する。

平成 18 年 2 月 16 日	図書館協議会に「これからの佐倉市立図書館運営のあり方について」諮問する。
平成 18 年 8 月 1 日	図書館協議会より「これからの佐倉市立図書館運営のあり方について」の答申を受ける。
平成 18 年 9 月 16 日	佐倉市立図書館開館 30 周年記念事業として、NHK 衛星第 2 放送番組「週刊ブックレビュー」の公開録画を佐倉市民音楽ホールで実施する。作家小川洋子他出演。617 人入場。
平成 18 年 11 月	図書館協議会委員を公募する。(1 名)
平成 19 年 2 月 1 日	図書館協議会委員を 10 名委嘱する。 (任期は、平成 21 年 1 月 31 日まで)
平成 19 年 4 月 23 日	「子どもの読書活動優秀実践図書館」として文部科学大臣表彰を受ける。
平成 20 年 1 月 4 日	佐倉図書館が、「ホームページを活用し積極的な情報発信」等読書活動の普及に寄与した功績により、市長表彰を受ける。
平成 20 年 12 月	図書館協議会委員を公募する。(3 名)
平成 21 年 2 月 1 日	図書館協議会委員を 10 名委嘱する。 (任期は、平成 23 年 1 月 31 日まで)
平成 21 年 4 月	市外在住者(オレンジカード使用者)への貸出について、貸出点数は 5 点まで及び大型絵本の貸出不可に変更 (貸出数の内訳は図書 5 点・視聴覚 1 点までの合計 5 点まで)
平成 22 年 3 月	長期延滞者への貸出停止、及び予約資料のとりおき期間をおおむね 1 週間に設定
平成 22 年 11 月	図書館協議会委員を公募する。(3 名)
平成 23 年 2 月 1 日	図書館協議会委員を 10 名委嘱する。 (任期は、平成 25 年 1 月 31 日まで)
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災の発生 (節電協力の為当面の間夜間開館を中止する。)
平成 23 年 6 月 1 日	夜間開館を当面 19 時までとして再開
平成 24 年 3 月 1 日	新図書館システム導入。LOOKS21/P(HA8000)
平成 24 年 3 月 26 日	「佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例」一部改正施行(図書館協議会委員の選出基準を制定)
平成 24 年 9 月 21 日	「佐倉市立図書館の管理運営に関する規則」一部改正施行(図書館協議会委員の選出基準を制定)

平成24年11月	図書館協議会委員を公募する。(3名)
平成25年2月1日	図書館協議会委員を10名委嘱する。 (任期は、平成27年1月31日まで)
平成26年1月5日	建て替え工事のため、志津分館休館
平成26年11月	図書館協議会委員を公募する。(3名)
平成27年2月1日	図書館協議会委員を10名委嘱する。 (任期は、平成29年1月31日まで)
平成27年4月1日	夜間開館時間を20時までに戻す。
平成27年4月1日	「佐倉市立図書館の管理運営に関する規則」一部改正施行 (休館日の祝日開館を制定)
平成27年4月1日	雑誌スポンサー制度開始
平成27年7月5日	志津図書館開館20周年記念事業として、ドキュメンタリー映画「疎開した40万冊の図書」の上映会を実施。
平成27年7月18日	読書通帳配布開始
平成27年11月27日	志津分館改装オープン
平成28年11月	図書館協議会委員を公募する。(3名)
平成29年2月1日	図書館協議会委員を10名委嘱する。 (任期は、平成31年1月31日まで)

3. 図書館協議会

図書館法第14条及び第15条、並びに佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例第8条により、設置されています。

図書館協議会委員（任期：平成29年2月1日から平成31年1月31日まで）

	氏名	選出区分	所属
1	松本 厚子	学校教育関係者	市立山王小学校
2	中基 信夫	学校教育関係者	市立臼井中学校
3	大野 直道	社会教育関係者	佐倉市公民館運営審議会
4	飯嶋 和子	家庭教育関係者	佐倉地域文庫連絡会
5	鈴木 祐子	家庭教育関係者	おはなしきゃらばん
6	石井 加寿子	学識経験者	
7	倉次 和也	学識経験者	
8	山口 直比古	公 募	
9	居石 三男	公 募	
10	北原 久美子	公 募	

平成28年度 協議会

開催日	協議・報告事項等	会場
平成28年6月30日	報告事項 平成27年度図書館事業報告 平成28年度図書館予算・図書館事業計画	佐倉南図書館
平成28年11月17日	報告事項 平成27年度図書館費決算報告	志津図書館 (西志津ふれあいセンター)

4. 職 員 (平成29年度)

【 佐 倉 図 書 館 】

館 長 (1) _____	主 査 (3)
	司 書 (1) 臼井公民館図書室担当
	主 査 補 (3) 臼井公民館図書室担当 1
	主任主事 (1)
	補 佐 員 (12) 佐倉図書館 7 臼井公民館図書室 5

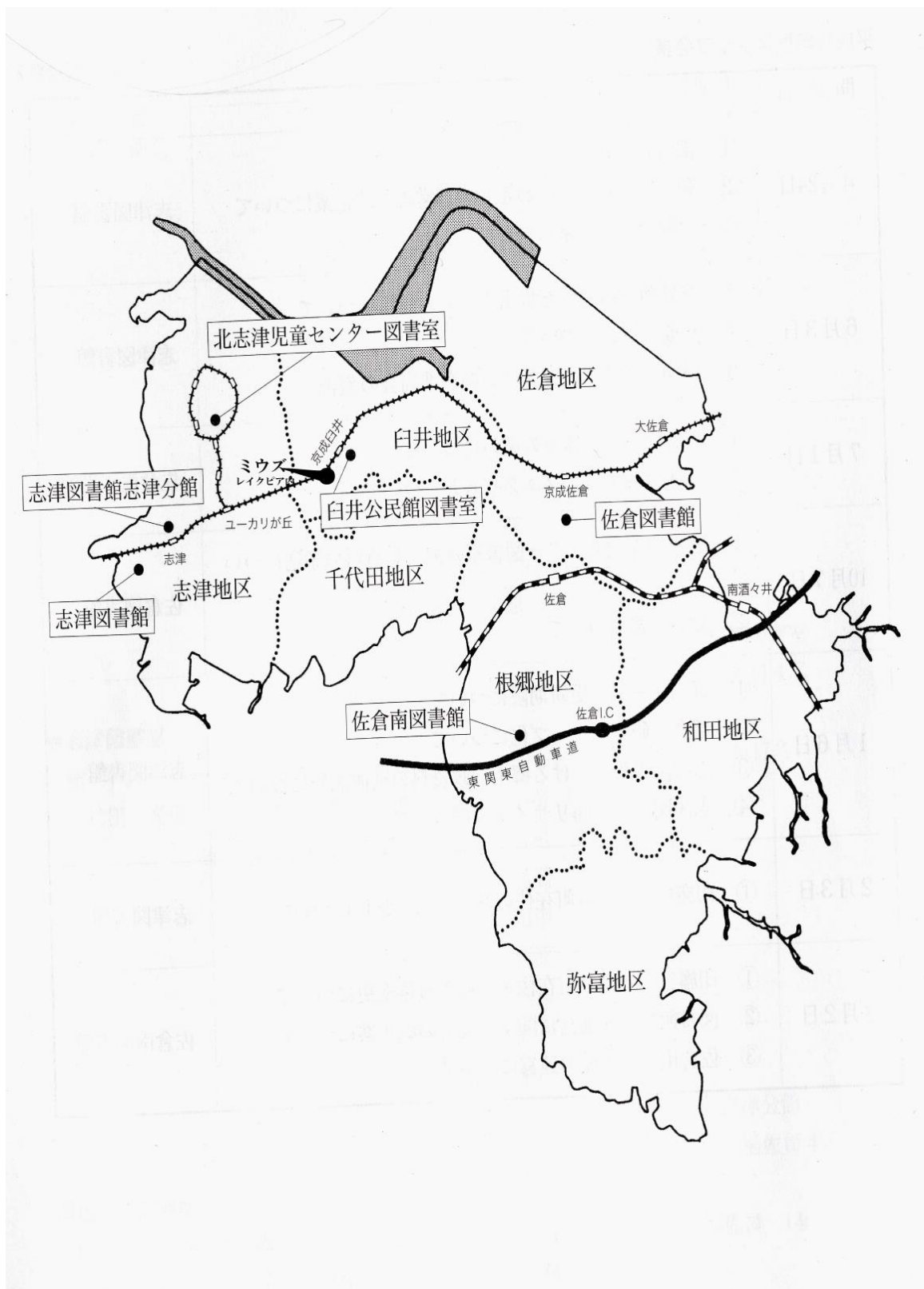
【 志 津 図 書 館 】

館 長 (1) _____	司 書 (3)
	主 査 補 (5)
	主任主事 (1)
	補 佐 員 (23) 志津図書館 19 志津図書館分館 4

【 佐 倉 南 図 書 館 】

館 長 (1) _____	主 査 (1)
	司 書 (1)
	主 査 補 (2)
	主任主事 (2)
	補 佐 員 (15)

5. 図書館サービス網



6. 施設概要

地区館

名 称	佐倉図書館	志津図書館	佐倉南図書館	
所 在 地	新町 189-1	西志津 4-1-2	山王 2-37-13	
電 話	043-485-0106	043-488-0906	043-483-3000	
開 館 時 間	9時～20時			
休 館 日	月曜日・第1火曜日・12月28日～1月4日・特別整理日 ※月曜日・第1火曜日が祝日の場合は次の平日			
施 設	敷地面積	1067.90 m ²	2999.56 m ²	11928.64 m ²
	構 造	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
	施設延べ床		5122.41 m ²	
	図書館延床	970.63 m ²	3386.77 m ²	1899.63 m ²
	独立・併設	独立	併設	独立
	収蔵可能冊数	75,000 冊	200,000 冊	140,000 冊
	開架可能冊数	60,000 冊	85,000 冊	70,000 冊
駐 車 台 数	7 台	129 台	95 台	
設置年月日	昭和51年4月1日	平成7年7月1日	平成12年2月1日	

分館等

名 称	志津図書館志津分館	臼井公民館図書室	北志津児童センター図書室
所 在 地	上志津 1672-7	王子台 1-16	井野 794-1
電 話	043-461-7211	043-461-6224	043-487-6788
開 館 時 間	9時～17時		
休 館 日	月曜日・第1火曜日・12月28日～1月4日 ・特別整理日 ※月曜日・第1火曜日が祝日 の場合は次の平日		同左及び祝日
図書室延床	291.15 m ²	199.08 m ²	144.02 m ²
収蔵可能冊数	25,000 冊	43,500 冊	26,000 冊
開架可能冊数	22,500 冊	40,000 冊	26,000 冊
設置年月日	昭和57年1月12日	昭和59年11月6日	昭和63年3月2日

公民館図書室

名 称	根郷公民館	和田公民館
所 在 地	城 343-5	直弥 59
電 話	043-486-3147	043-498-0417

その他

名 称	佐倉市男女平等参画推進センター「ミウズ」
所 在 地	王子台 1-23 レイクピアウスイ 3階
電 話	043-460-2580

7. 移動図書館（ Book Mobile ）

移動図書館車(さくらおぐるま号)の運行によって、図書館から離れた地域に設けられたステーションや学校において、定期的に図書の貸出をします。

移動図書館車 さくらおぐるま号



愛 称		さくらおぐるま号
仕 様	車 体 名	三菱ふそうキャンター
	制 作 会 社	(株) 林田製作所
	全 長	6,100 mm
	車 幅	2,090 mm
	車 高	2,700 mm
	乗 車 定 員	4名
	排 気 量	4,210 cc
	積載図書冊数	3,000 冊

* 一般ステーション

第1・第3水曜	第2・第4火曜	第2・第4水曜
八幡台(八幡台会館) 10:00-10:40	六崎(根郷角栄井戸作東公園 脇)10:00-10:30	藤治台(集会所付近) 10:00-10:30
宮ノ台(井野中学校) 11:00-11:25	春路(しろさわ公園) 10:45-11:15 *	白銀(堀上公園) 10:55-11:35 *
染井野(みずき公園) 15:15-15:45	城(松ヶ丘一号公園下) 14:35-15:05	江原台(健康管理センター) 15:15-15:45
	大崎台(城堀公園) 15:30-16:00	

* 学校巡回ステーション

和田小学校	第2・4火曜日	昼休み
内郷小学校	第2・4水曜日	昼休み

① 平成28年度 利用状況

	ステーション名	巡回回数	貸出冊数			利用者数		
			冊数	ステーション平均	前年度比	人数	ステーション平均	前年度比
1	六崎	22	337	15.3	115%	77	3.5	83%
2	城	22	757	34.4	118%	126	5.7	112%
3	春路	22	136	6.2	174%	38	1.7	122%
4	藤治台	22	179	8.1	144%	20	0.9	66%
5	大崎台	22	537	24.4	146%	107	4.9	169%
6	白銀	22	751	34.1	121%	147	6.7	132%
7	江原台	22	389	17.7	156%	73	3.3	128%
8	八幡台	22	533	24.2	88%	125	5.7	96%
9	染井野	22	526	23.9	85%	129	5.9	104%
10	宮ノ台	22	407	18.5	135%	104	4.7	120%
11	和田小学校	17	763	44.9	97%	266	15.6	108%
12	内郷小学校	19	663	34.9	136%	298	15.7	119%
	合計	256	5,978	23.4	115%	1,510	5.9	113%

②利用状況の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年間巡回回数	270	275	264	262	249	256
年間貸出冊数	6,245	7,040	6,771	5,782	5,164	5,978
ステーション平均	23.1	25.6	25.6	22.1	20.7	23.4
年間利用人数	1,718	2,029	1,874	1,510	1,330	1,510
ステーション平均	6.4	7.4	7.1	5.8	5.3	5.9

③一般ステーション（学校巡回除く）の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年間巡回回数	221	234	227	229	216	220
年間貸出冊数	3,826	4,550	4,489	4,572	3,888	4,552
ステーション平均	17.3	19.4	19.8	20.0	18.0	20.7
年間利用人数	858	933	913	957	836	946
ステーション平均	3.9	4.0	4.0	4.2	3.9	4.3

8. 平成28年度実施事業

佐倉図書館・志津図書館・佐倉南図書館共催事業

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
夏休みおすすめブックリスト作成	7～8月	「小学1・2年生」 「小学3・4年生」 「小学5・6年生」 「中学生」向け本の紹介	市内図書館 公民館 児童センターにて配布	—
市民読書感想文集 読者の広場 「さくらおぐるま」発行	600部 発行	市民より読書感想文等を募集し、文集を発行した。	市内図書館にて配布。公民館他にて閲覧可	掲載点数 57点
ボランティア養成講座 (障害について学ぶ図書館講座)	2月15日	身体障害者相談員を講師として、障害のある方が日常生活で不具合を感じている事について知り、図書館ボランティアとして注意を払うべき点を習得した。	佐倉南図書館	23人

佐倉図書館

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
佐倉学推薦図書リストの作成・配布	随時	佐倉学関係の本の紹介リスト「佐倉を知る」①～④を作成し配布した。 (一般、小・中学生向け)	市内図書館	—
THE・城下町!	随時	佐倉城関係資料の展示およびリストを作成し配布した。 (一般向け)	佐倉図書館	—
ぼくの・わたしの好きな本	通年	職場体験の中学生による「ぼくの・わたしの好きな本」の紹介シートを展示した。	佐倉図書館	—
子どもの本の講座 ちびちびクラブ 絵本のおはなし会	2月23日	2・3歳児とその保護者向けのおはなし会(絵本の読み聞かせ、わらべうた、手あそび、本の紹介)を行った。 *共催: 臼井公民館	臼井公民館	のべ 26人
保育園・学童保育所 訪問読書活動推進事業 (訪問おはなし会)	計30回	保育園児や保育士への読書活動推進に資するため、保育園や学童保育所に出向き、絵本の読み聞かせ、手遊び、ブックトーク、図書館の紹介等を行った。	佐倉保育園 白銀小児童クラブ	のべ 769人

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
おはなしきやらばん	定期公演 30回	幼児・児童向けの人形劇・大型紙芝居・スライド等によるおはなし会を行った。 前期 『鬼のカーランコ』 幼児『パンはころころ』 後期 『ヘンゼルとグレーテル』 幼児『てぶくろ』	佐倉図書館 市内公共施設	のべ 1,500人
職場体験・職場見学等	計7日/5校	小学生の職場見学 中学生の職場体験 佐倉小18名・白銀小33名 佐倉中2名・臼井中1名 佐倉東中2名	佐倉図書館	56人
団体貸出	随時	① 読み聞かせ絵本バック (保育園5園、各98冊) ② 読み物系団体貸出 ・小学校・中学校9校 ・学童保育施設等9施設	市内保育園 小中学校 学童保育所	① 490冊 ② 4,414冊
児童室の企画展示	毎月	4月・入園・入学 ・春の花 5月・こどもの日 ・母の日 6月・父の日・梅雨 ・水辺の生物 7月・夏の植物・夏の虫 8月・戦争と平和 ・リオオリンピック ・リオパラリンピック 9月・遠足・稲刈り ・おじいちゃん、おばあちゃん 10月・スポーツ・防災 ・ハロウィン 11月・実りの秋 ・食欲の秋 12月・クリスマス ・お正月 1月・雪の結晶 2月・雪だるま ・てぶくろ 3月・おひなさま ・卒園、卒業	佐倉図書館	—

志津図書館

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
子育て応援！ 赤ちゃん広場	計10回	乳幼児とその保護者を対象とした子育て応援事業として絵本の読み聞かせ、手遊び、わらべ歌遊び、絵本の紹介のほか、子育て関連情報の紹介等、情報提供を行った。	志津図書館	209人
絵本プレイス	計6回	志津図書館の出前保育（志津図書館2階ホールで開催）の際に、会場内に絵本のコーナーを設置し、読み聞かせや子どもの読書に関する話などを行った。	志津図書館	92組 470人
わくわくクラブ2016	計5回	小学生向けおはなし会のほか、図書館探検や読書感想文の相談などの行事を実施することにより図書館に親しみを持ってもらい、図書館利用の推進を図った。	志津図書館	76人
保育園読み聞かせ	計10回	保育園に出向き、絵本の読み聞かせ、すばなし等により、子どもの読書普及に努めた。また、保育士への情報提供・本の紹介等を行った。	北志津保育園	284人
こども科学実験教室 ～科学の本って おもしろい～	①「紫外線って なんだろう～U Vチェックス トラップをつく ろう」8月4日	小学校中学年以上を対象に科学実験を交えた講座を行い、科学に対する興味を高め、科学に関する図書を紹介した。 講師：坂口美佳子氏	西志津 ふれあい センター	24人
	②「偏光板であ そぼう！～いろ のかわるステ ンドグラスをつ くろ～」 12月23日			22人

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
ブックトーク	計4回	小学生にブックトーク、図書紹介等を行い、子どもの読書普及に努めた。 青菅小：3～6年生	青菅小	253人
小学校訪問おはなし会	計3回	小学校に出向き、すばなし等を行い、子どもの読書と佐倉市立図書館の利用普及に努めた。	小竹小 志津小 上志津小	470人
職場体験受入れ	計19日／7校	図書館業務の職場体験、図書館実習生を受け入れた。 白井中1名 西志津中2名 井野中2名 志津中2名 上志津中2名 白井西中2名 白百合女子大学1名	志津図書館	13人
図書館見学受入れ	7月5日 10月20日	依頼に応じて、図書館見学を行い、図書館について理解を深めてもらった。 西志津小	志津図書館	161人
ハッピーマンデー図書館	計5回 ① 7月18日 ② 9月19日 ③ 10月10日 ④ 1月9日 ⑤ 3月20日	祝日と重なった月曜開館日に、図書館に親んでもらうためのミニイベントを実施した。 ① 超初心者！？のためのインターネット使い方講座 ② 大人が楽しむおはなし会 なが月の語り ③ 世界に1つだけのオリジナルかんたんブックカバーを作ろう！ ④ 本のフィルムコーティング体験 ⑤ 大人が楽しむおはなし会 弥生の語り	志津図書館	90人
読書の秋に本を読もう 「私のイチオシ本！ これ読んでみて！」	10月27日～ 11月9日	① 図書等に対する取り扱いマナー向上を目的として、「カムロちゃんしおり」を配布。1300枚 ② 私のイチオシ本を紹介していただいた方にブックカバー配布101枚	志津図書館	1,401人

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
七夕フェスタ	7月3日	西志津ふれあいセンターとの共催で、「昔の遊びにチャレンジ」「七夕飾りを作って飾ろう」等のイベントを実施した。	西志津ふれあいセンター	133人
ブックリサイクル	毎月1回 (12回)	寄贈図書や除籍図書を市民及び市内公共施設に提供し有効活用を図った。 一般市民向け 提供冊数 16,531 冊	志津図書館	—
	年2回	公共施設向け 保育園等 53 施設 提供冊数 2,593 冊		
地域メディアの活用による図書館情報の発信	毎月	地域情報誌「ちいき新聞」(佐倉西版)に、『志津図書館 今月のおすすめの本』の記事を連載。毎月テーマを決め、本の紹介・志津図書館からのお知らせを掲載し情報を発信した。	—	—
地域連携事業 高齢化社会におけるアウトリーチサービス	計8回	認知症高齢者にも優しい社会づくりの一環として、職員が施設を訪問し、絵本の読み聞かせ、手遊び、簡単な体操等を実施、「回想法」により記憶を刺激する手助けをすることにより、認知機能の向上も図った。	エクセレントケア志津(介護老人保健施設)	のべ 262人
テーマ資料展示	毎月	毎月テーマを決め、館内資料を展示した。 (館内の3箇所に表示) 上段：大展示、中段：小展示 下段：その他 【4月】 ・花咲く春の出会い (「ちいき新聞」連動企画) ・2016 若い人に贈る読書のすすめ ・「3・11」 (防災関連、東日本大震災関連本の展示) 【5月】 ・外国文学 ・民族音楽CD	館内	—

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
テーマ資料展示	毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・「こどもの日」「母の日」 (こどもの日・母の日を テーマにした絵本等) 【6月】 ・ことばを楽しむ、ことばの 想い ・歯は命 ・「父の日」「雨を楽しむ」 (テーマに関連した絵本等) 【7月】 ・なんか よ・う・か・い 妖怪大集合 ・夏のオススメ本 ・自由研究・工作関連の本 【8月】 ・戦争と平和について考える ・夏のオススメ本 ・自由研究・工作関連の本 【9月】 ・防災・減災対策、していま すか？ ・9/10～9/16 は、自殺予防週 間です。(健康増進課) ・おじいちゃん、おばあちゃ んの本 【10月】 ・人文書を読もう ・男女平等参画 (自治人権推進課) ・読書・図書館についての本 【11月】 ・美ボディ！(健康増進課) ・男女平等参画 (自治人権推進課) ・読書・図書館についての本 「本の木①」 (利用者おすすめ本の紹介) 【12月】 ・たくさんのお会いをありが とう：2016年追悼 ・本から流れる音楽を！ ・クリスマス関連の本 【1月】 ・日本人の長寿を支える健康 な食事(健康増進課) 	館内	—

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
テーマ資料展示	毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年は酉年！とりどりの酉の本（2017年の干支） ・「本の木②」 (利用者おすすめ本の紹介) 【2月】 ・春が待ち遠しいですね 西志津スポーツ等多目的広場の河津桜が咲き始めました！ ・障害について学んでみませんか？ (2/15 ボランティア養成講座連動企画) <ul style="list-style-type: none"> ・「本の木③」 (利用者おすすめ本の紹介) 【3月】 ・楽しい！現代美術 (美術館) ・命を支える～ 3月は自殺対策強化月間 (健康増進課) ・「3・11」 (防災関連、東日本大震災関連本の展示) 	館内	—

佐倉南図書館

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
えほんのおはなし会	第2・4水曜日	2・3歳児を対象とした絵本の読み聞かせ、手遊びを行った。	おはなしのへや	のべ 214人
教養講座 「本佐倉城主 千葉 邦胤をめぐる女性たち」	11月26日	<p>講師の高橋氏が記した「戦国期千葉氏とその周辺」をテキストとして使用し、その要点について解説頂いた。千葉氏に嫁いだ芳桂院は佐倉にゆかりのある女性で、講師の講義とそれをヒントに図書館での調べ学習へと繋がるよう、参加者への啓発が図れた。</p> <p>講師：高橋 健一 氏</p>	講座室	21人

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
職場体験及び見学 受入れ	計8日/6校	図書館業務の体験・見学を行い、図書館についての理解を深めてもらった。 山王小 4名、根郷小 3名 寺崎小 2名 臼井中 2名、臼井西中 2名 根郷中 2名	館内	15人
ブックリサイクル	年2回 (10月8日～9日) (3月4日～5日)	除籍図書・不用本等の有効利用を図った。 (提供冊数：11,306冊)	講座室	10月 727人 3月 719人
保育園訪問 おはなし会	根郷保育園 5回 馬渡保育園 5回	保育園に出向き、絵本の読み聞かせ等を行い、子どもの読書普及に努めるとともに、先生方との情報交換も行った。	各保育園	のべ 346人
テーマ資料展示	毎月	毎月テーマを決め、館内資料を展示した。 4月：春です！何か始めてみませんか 5月：スポーツにチャレンジ！ 6月：雑学を身につけてみませんか 7月：カラダを整える 8月：戦争と平和 9月：自殺予防週間 気にかかることありますか？ 気にかかる人いませんか？ 10月：芸術の秋、音楽の秋 11月：佐倉を学ぼう 12月：こちよい暮らし 1月：雪と氷を楽しむ 2月：甘い贈り物をどうぞ /生き物と暮らす 3月：3月は自殺予防月間です	館内	—

事業名	実施日、回数等	内容	会場等	参加人数
ヤングアダルト向け本の紹介	通年	<p>ヤングアダルト世代の利用者が、自分が読んだ本の概要・感想を所定の用紙に書き、同世代の利用者に紹介する。</p> <p>※図書館は用紙を回収し、紹介コーナーに掲示した。</p>	館内	41人

9. 平成29年度事業計画

佐倉図書館・志津図書館・佐倉南図書館共催事業

事業名	対象	期間・回数	内容
夏休みおすすめブックリスト作成	市内小学生 中学生	7月	夏休みに向けて、児童・生徒の読書におすすめする本のリストを作成し配布する。
読者の広場「さくらおぐるま」発行	市内在住・ 在勤・在学者	7月～3月	市民より読書感想文等を募集し文集を発行する。
ボランティア養成講座	ボランティ ア登録者	年1回	図書館ボランティアのスキルアップ講座を行う。
千葉県公共図書館協会 創立60周年記念合同 企画展示	一般	読書週間 (10/27～ 11/9)	「我がまちの図書館」を統一テーマとして、パネルや関連資料等の展示を行う。

佐倉図書館

事業名	対象	期間・回数	内容
読書普及事業	一般・児童	年1回	本に親しんでもらうための講座を開催
佐倉学関連の 推薦図書普及	一般 小・中学生	随時	佐倉城下町400年記念事業として「佐倉城」関連図書の展示およびリストの発行
子どもの本の講座	乳幼児と 保護者	年1回	乳幼児と保護者を対象とした絵本やわらべうた等おはなし会形式の講座 *共催：臼井公民館
おはなしきゃらばん	幼児・児童	通年 (30回)	おはなしきゃらばんによる人形劇・大型紙芝居・スライド等のおはなし会
特別パックの団体 貸出	希望保育園 小・中学校	随時	保育園 《読み聞かせ用パック》 小学校 《年齢別読み物用パック》 小・中学校 《佐倉学パック（調べ物用）》
訪問おはなし会	佐倉保育園 学童保育所	随時	子どもや先生への読書活動推進に努めるため、保育園や学童保育所に出向き絵本の読み聞かせ、すばなし、ブックトーク、図書館紹介等を行う。
職場体験・職場見学 受け入れ	小学生～ 大学生	随時	図書館への理解を深めてもらうために、依頼に応じて、図書館業務の体験・見学等を実施
児童室の企画展示	幼児・児童	通年	季節や行事にちなんだ本の展示や児童室の装飾、また折紙作品の紹介等、親子で本に親しむ環境づくりに取り組む。

志津図書館

事業名	対象	期間・回数	内容
志津図書館市民講座	一般	1回	市民の学習意欲に応えるため、地域や暮らしに関する課題等をテーマに開催し、読書領域の拡大を図る。
大人が楽しむお話し会	一般	年2回 (7・9月)	語り部の話を聞くことによって、読書とは違った本の楽しさ、面白さに触れる。月曜開館日に実施。
地域連携事業 高齢化社会における アウトリーチサービス	施設入所者	毎月1回 (年12回)	認知症高齢者にも優しい社会づくりの一環として、職員が施設を訪問（アウトリーチサービス）し、絵本の読み聞かせ、手遊び、簡単な体操等を実施する。「回想法」により記憶を刺激する手助けをすることにより、認知機能の向上も期待できる。
子育て応援！ 赤ちゃん広場	乳幼児 と保護者	毎月1回 (年12回)	絵本の読み聞かせ、手遊び、子育て支援関連情報の紹介、交流（質問）タイム等を設け、子育てに対する支援を行う。
絵本プレイス	乳幼児 と保護者	年6回	近隣保育園の出前保育の会場に、絵本や育児関連の本を展示し読書普及に努めるとともに、情報提供を行う。
保育園・小学校訪問 おはなし会	保育園 小学校	随時	依頼に応じて、絵本の読み聞かせ、素話、ブックトーク、図書館紹介等を行い、子どもの読書普及に努める。
わくわく図書館 クラブ	小学生	年2回	図書館探検、読書感想文の書き方教室、季節の行事に合わせたイベントなどを行う。
子ども科学実験教室 ～科学の本って おもしろい～	小学生 (3～6年生)	8・12月	身近な材料を使った科学実験・工作を通じ、子どもたちに科学の世界の楽しさを伝える。科学図書を紹介し、読書領域の拡大を図る。
職業体験・職場見学、 図書館実習受け入れ	小学生～ 大学生	随時	図書館の職業体験・見学、図書館実習生を受け入れ、図書館について理解を深めてもらう。
リサイクル文庫 (ブックリサイクル)	子ども ～一般	常設	「リサイクル文庫」を設置し、寄贈本や除籍図書について市民に無償で提供し、資料の有効活用を図る。
地域メディアの活用 による図書館情報の 発信	子ども ～一般	毎月	地域情報誌「ちいき新聞」（佐倉西版）に、『志津図書館 今月のおすすめの本』の記事を連載。毎月テーマを決め、本の紹介・志津図書館からのお知らせを掲載し情報発信する。
企画テーマ展示	子ども ～一般	毎月	季節や時事問題等のテーマに沿って、図書館資料等を展示、紹介する。
行政情報展示	子ども ～一般	随時	主管課と連携し、佐倉市の行政施策、行事等について関連資料を展示、紹介する。

佐倉南図書館

事業名	対 象	期間・回数	内 容
えほんのおはなし会	2・3歳児	年24回	絵本の読み聞かせと手遊びを行う。
教養講座	一般	年1回	文学・歴史等の一般的教養に関する講演会を実施する。
ブックリサイクル	一般	年2回	除籍図書及び不要本について市民が有効利用する機会を設ける。
職場体験・職場見学受け入れ	小学生～大学生	随時	依頼に応じて、図書館業務の体験・見学を行い、図書館についての理解を深めてもらう。
保育園訪問おはなし会	希望園	随時	保育園に出向き絵本の読み聞かせをし、子どもの読書普及に努める。先生方への情報提供も行う。
テーマ資料展示	一般・児童	毎月	毎月テーマを決め、館内に資料を展示する。
行政関連テーマ展示	一般	随時	行政施策に関連した資料を館内に展示する。
ヤングアダルト向け本の紹介	小学校高学年～高校生	随時	ヤングアダルト世代の利用者が、自分が読んだ本の概要・感想を所定の用紙に書き、同世代の利用者に紹介する。 ※図書館は用紙を回収し、紹介コーナーに張りだす。
子ども読書の日・わくわくおはなし会	5歳児～小学校低学年	4月23日	子ども読書の日にあわせ、特別おはなし会を開催する。
子ども読書週間ブックツリーを作ろう	幼児～一般	4月23日～5月12日	来館者からおすすめの本の紹介文を募り、木の形の掲示板に貼って展示を行う。
夏休み・春休みおはなし会	幼児～小学校低学年	夏休み3回 春休み1回	児童の来館者が多い夏休みにあわせておはなし会を開催し、読書普及を図る。
2018年わくわく☆本の福袋	幼児～小学校低学年	1月上旬	各テーマで司書が選んだ数冊を福袋に入れて貸出し、新たな本との出会いを楽しんでもらう。

10. 図書館協力団体

① 佐倉地域文庫連絡会 (担当 佐倉図書館)

地域住民のために図書を貸し出す地域文庫、家庭文庫から構成される団体です。

現在、千成なかよし文庫、ユーカリ文庫、さくら文庫、めるへん文庫、グリーン文庫、井野西ふたば文庫、おひさま文庫の7文庫が活動しています。

② 佐倉おはなしの会 (担当 佐倉図書館)

佐倉市立図書館の「おはなしテレホンサービス」の録音を行っています。

市内各地で「おはなし会」を行うグループです。

③ おはなしきやらばん (担当 佐倉図書館)

昔話を人形劇や紙芝居に仕立てたおはなし会を、定期公演として年間30回市内各所で実施しています。また保育園や児童センター等の要望により施設に出向いた公演も実施しています。

11. ボランティア協力事業一覧 (平成28年度実績)

所 属	事 業 名	参加日数 回数等	参加人数 (団体)
佐倉図書館	子どもの本の講座 ちびちびクラブ絵本のおはなし会	1日	5人
佐倉図書館	保育園訪問おはなし会	28日	2人 (のべ24人)
佐倉図書館	学童保育所訪問おはなし会	3日	1人 (のべ3人)
志津図書館	小学校訪問おはなし会	3日	語りベボランティア 「佐倉ゆうゆう語り塾」12人 (のべ30人)
志津図書館	大人が楽しむおはなし会 「長月の語り」・「弥生の語り」	3日	語りベボランティア 「佐倉ゆうゆう語り塾」12人 (のべ20人)
佐倉南図書館	えほんのおはなし会	24回	6人 (のべ135人)
佐倉南図書館	保育園訪問おはなし会	10回	1人 (のべ10人)
佐倉南図書館	館内書架整理	1日/週	2人 (のべ36人)
佐倉南図書館	館内の飾りつけ	5回	5人 (のべ23人)
佐倉南図書館	ブックリサイクル	4日	11人 (のべ17人)

1 2. 佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例

昭和51年3月29日条例第10号
改正 昭和56年12月25日条例第30号
昭和58年3月16日条例第5号
昭和61年1月14日条例第1号
平成7年3月31日条例第8号
平成11年3月29日条例第5号
平成24年3月26日条例第10号
平成25年10月1日横書き施行

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）
第10条の規定により、佐倉市立図書館（以下「図書館」という。）の設置及
び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、図書、記録その他必要な資料の収集整理及び保存を行い、公
衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため図
書館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
佐倉市立佐倉図書館	佐倉市新町189番地1
佐倉市立志津図書館	佐倉市西志津4丁目1番2号
佐倉市立佐倉南図書館	佐倉市山王2丁目37番地13

(分館)

第4条 佐倉市立志津図書館に次の分館を置く。

名 称	位 置
佐倉市立志津図書館志津分館	佐倉市上志津1672番地7

(職員)

第5条 図書館に館長及び教育委員会が必要と認める職員を置く。

(業務)

第6条 図書館は、法第3条各号に掲げる業務を行う。

(管理)

第7条 教育委員会は、図書館を常に良好な状態で管理し、その設置目的に応
じて最も効率的な運用をしなければならない。

2 図書館の利用者は、管理者の指示した事項を遵守しなければならない。

(図書館協議会)

第8条 法第14条第1項の規定により、佐倉市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、市民、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 委員の定数は、10人以内とし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員が第2項の基準を満たさなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、その任期中であっても解任することができる。

6 委員には、別に定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年12月25日条例第30号）

この条例は、昭和57年1月12日から施行する。

附 則（昭和58年3月16日条例第5号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年1月14日条例第1号）

この条例は、昭和61年1月15日から施行する。

附 則（平成7年3月31日条例第8号）

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成11年3月29日条例第5号）

この条例は、平成12年2月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日条例第10号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

1 3. 佐倉市立図書館の管理運営に関する規則

昭和 51 年 3 月 31 日教育委員会規則第 2 号
改正 昭和 52 年 6 月 28 日教委規則第 4 号
昭和 57 年 1 月 14 日教委規則第 1 号
昭和 57 年 3 月 30 日教委規則第 4 号
昭和 61 年 3 月 1 日教委規則第 4 号
平成 6 年 2 月 15 日教委規則第 1 号
平成 7 年 3 月 20 日教委規則第 3 号
平成 12 年 3 月 31 日教委規則第 5 号
平成 12 年 12 月 22 日教委規則第 13 号
平成 13 年 5 月 23 日教委規則第 7 号
平成 14 年 2 月 25 日教委規則第 2 号
平成 15 年 8 月 27 日教委規則第 11 号
平成 18 年 3 月 29 日教委規則第 7 号
平成 19 年 3 月 20 日教委規則第 3 号
平成 24 年 9 月 21 日教委規則第 5 号
平成 25 年 10 月 1 日横書き施行
平成 26 年 3 月 31 日教委規則第 6 号
平成 26 年 11 月 21 日教委規則第 11 号
平成 28 年 3 月 22 日教委規則第 3 号
平成 29 年 2 月 20 日教委規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和 51 年佐倉市条例第 10 号）第 9 条の規定により、図書館の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 図書館の開館時間は、午前 9 時から午後 8 時（分館は、午後 5 時）までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 定期休館日 月曜日
- (2) 年始休館日 1 月 1 日から同月 4 日まで

(3) 年末休館日 12月28日から同月31日まで

(4) 館内整理日 毎月第1火曜日

(5) 特別整理日 年間10日以内で教育委員会が別に定める日

2 前項に掲げる休館日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(1月1日を除く。)に当たるときは、その日後の最も近い国民の祝日に関する法律に規定する休日でない日であって、かつ、前項に掲げる休館日でない日を当該休館日とする。

(入館の制限)

第4条 館長は、館内の秩序を乱し、又はそのおそれがある者に対しては、入館を禁止し、又は退館させることができる。

(館内利用の制限)

第5条 館長は、この規則に違反し、又は館長の指示に従わなかった者に対し、図書館の施設若しくは機器又は図書館資料の利用を制限し、又は禁止することができる。

(損害賠償)

第6条 利用者が、図書館資料、設備器具等を亡失し、汚損し、又はき損したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(個人貸出しの対象者及び手続等)

第7条 図書館資料の個人貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有し、又は在勤し、若しくは在学している者とする。ただし、教育委員会が適当と認める者については、この限りでない。

2 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用申込書(別記様式第1号)により登録の申込みをしなければならない。この場合においては、当該申込みの際に、本人であることを証明する書類を提示するものとする。

3 教育委員会は、前項の申込みを受けた場合において、登録を適当と認めるときは、当該申込みをした者に対し、貸出カード(別記様式第2号)を交付するものとする。

4 貸出カードの有効期間は、交付の日から3年間とする。ただし、市内に住所を有しない者は、2年間とする。

5 個人貸出しを受けようとする者は、貸出カードの提示により貸出しを受けるものとする。

6 貸出カード及び貸出しを受けた図書館資料は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(貸出カードの紛失等の届出)

第8条 貸出カード若しくは図書館資料を紛失したとき、又は前条第2項の利

用申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(個人貸出図書等の数及び期間)

第9条 個人貸出しを受けることができる図書館資料の数及びその貸出期間は、次のとおりとする。ただし、図書館資料の数については、図書及び視聴覚資料の合計数は、1人につき10を限度とする。

区 分	図書館資料の数	貸出期間
図 書	1人につき10冊以内	15日以内
視聴覚資料	1人につき3点以内	15日以内

2 教育委員会は、前項の貸出期間内に申出のあった者に対してのみ、他の者の利用を妨げない範囲内において、当該申出のあった日から15日を限度として、貸出期間の延長をすることができる。

(団体貸出しの対象者及び手続)

第10条 図書の団体貸出しを受けることができる者は、市内の学校、官公署、社会教育関係団体及び会社等とする。

2 前項の登録を受けようとする者は、団体の代表者を定めた上、あらかじめ団体貸出申込書(別記様式第3号)により登録の申込みをしなければならない。

3 教育委員会は、前項の申込みを受けた場合において、登録を適当と認めるときは、当該申込みをした者に対し、貸出カードを交付するものとする。

4 団体貸出しを受けようとする者は、貸出カードの提示により貸出しを受けるものとする。

(団体貸出図書の数及び期間)

第11条 団体貸出しを受けることのできる図書の数は、1団体につき500冊以内とし、その貸出期間は、6月以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、その冊数及び期間を別に指定することができる。

(館外貸出しを禁ずる資料)

第12条 教育委員会が館外貸出用として指定した図書館資料以外の資料は、館外貸出しを行わない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(図書館資料の返却等)

第13条 貸出しを受けた図書館資料は、定められた貸出期間内に返却しなければならない。

2 教育委員会は、図書館資料を貸出期間内に返却せず、かつ、当該資料の返却を求めてもなお返却しない者に対し、期間を定めて貸出しを禁止すること

ができる。

(図書館資料の複写)

第14条 著作権法第31条第1項の規定により、図書館資料を複写しようとする者は、図書館資料複写申込書(別記様式第4号)により教育委員会に申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた者は、複写に係る費用を負担しなければならない。

(相互貸借による図書館資料の貸出し等)

第15条 利用者は、貸出しを受ける図書館資料が図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第4号の相互貸借によるものであるときは、相互貸借に係る費用を負担するものとする。

2 前項に定めるもののほか、相互貸借による図書館資料の貸出しその他の利用については、当該図書館資料を貸与した他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室の定めに従うものとする。

(寄贈)

第16条 図書館資料を寄贈しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て名称、員数等を記した寄贈申込書(別記様式第5号)を提出しなければならない。

(職員の職及び職務)

第17条 図書館に置かれる職員の職及び職務は、次のとおりとする。

職員	職	職務
事務職員	館長	上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監する。
	副館長	館長を補佐し、館長に事故があるときは、その職務を代理する。
	主幹	上司の命を受け、その担当事務を処理する。
	副主幹	
	主査	
	主査補	
	主任主事	上司の命を受け、事業の実施又は事務に従事する。
	主事	
	司書	上司の命を受け、図書館の専門的事務に従事する。

技術職員	副主幹	上司の命を受け、その担当事務を処理する。
	主査	
	主査補	
技能職員	自動車運転手	上司の命を受け、自動車の運転に従事する。
技労職員	用務員	上司の命を受け、労務及び作業に従事する。

(事務分掌)

第18条 図書館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 文書の收受及び発送に関する事。
- (3) 文書及び帳簿の整理及び保存に関する事。
- (4) 庶務及び会計に関する事。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する事。
- (6) 図書館協議会に関する事。
- (7) 図書館資料の利用に関する事。
- (8) 図書館資料の選択、受入れ及び改廃に関する事。
- (9) 図書館資料の分類及び目録に関する事。
- (10) 図書館資料の整理及び保管に関する事。
- (11) 読書会、資料展示会等の開催に関する事。
- (12) 移動図書館の運営に関する事。
- (13) 図書館諸行事に関する事。

(図書館協議会)

第19条 図書館協議会（以下「協議会」という。）の委員の構成及び定数は、次のとおりとする。

- (1) 市民 3人
- (2) 学校教育及び社会教育の関係者 3人
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 2人
- (4) 学識経験のある者 2人

(委員長及び副委員長)

第20条 協議会に委員長及び副委員長各一人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第22条 協議会の庶務は、佐倉市立佐倉図書館において処理する。

(連絡調整)

第23条 佐倉市立佐倉図書館は、通常の図書館業務のほか、図書館に関する活動を総理するための連絡調整を行う。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (抄)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日教委規則第7号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日教委規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月21日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日教委規則第6号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第15条の表技能職員の項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月21日教委規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日教委規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月20日教委規則第3号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

1 4. 佐倉市立図書館リサイクル要綱

(目的)

第1条 佐倉市立図書館（以下「図書館」という）において除籍基準により除籍された資料及び図書館で不要と認めた資料を公共施設及び市民などに提供し、資料を有効に再利用される機会（リサイクル）を図ることを目的とし、リサイクル事業を実施するにあたって必要な事項を定めることとする。

(リサイクル資料)

第2条 図書館の除籍基準に基づき除籍された資料及び図書館が不要と認めた資料を対象とする。ただし、汚破損が著しく使用に耐えられない状態の資料は除く。また、法令などにより第三者への譲渡が禁止されているものは除く。

(提供先)

第3条 提供先は、次の通りとする。

(1) 公共施設（学校及び医療並びに社会福祉等、公益に資する機関が佐倉市内に有する施設）

(2) 個人

2 上記に掲げたもの以外の提供先については、図書館長が別に定めるものとする。

(提供の方法等)

第4条 提供資料は無償で提供するものとし、日時、場所については図書館長で決定するものとする。

2 提供する除籍資料はシールの貼付、その他適当な方法によりリサイクル資料であることを明示し、在籍の蔵書と明確に区別できるようにする。

(広報)

第5条 個人への無償譲渡の実施にあたっては、広く市民に周知するものとする。

(提供条件等)

第6条 提供先に提供する資料の上限については図書館長が別に定めるものとする。

提供を受けたものは次の事項を遵守しなければならない

1. 提供資料を古書店等他に転売しないこと。
2. 提供資料の有償貸出を行わないこと。
3. その他図書館長が指定する事項

(委任)

第7条 この要綱に定めるものの他、リサイクルに関して必要な事項は図書館長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

15. 佐倉市図書館資料の貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和51年佐倉市条例第10号。以下「条例」という。）に規定する図書館及びその分館並びに佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和48年佐倉市条例第43号）に規定する公民館（以下「図書館等」という。）における図書館資料の貸出しの効率性及び利用者相互の公平性を確保するため、当該貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書館資料 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第3条第1号に定める図書館資料（本市の公民館が所蔵する同種の資料を含む。）
- (2) 予約 特定の図書館資料（本市が所蔵するものに限る。）について、優先的な個人貸出しを申し込む行為
- (3) リクエスト 特定の図書館資料（本市が所蔵するものを除く。）について、個人貸出しを申し込む行為

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法、条例及び佐倉市立図書館の管理運営に関する規則（昭和51年佐倉市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(個人貸出しの対象者の特例)

第3条 規則第7条第1項ただし書の規定により、本市に隣接する市町村に居住している者は個人貸出しを受けることができるものとする。

2 前項の場合において、個人貸出しを受けることができる図書資料の数は、次のとおりとする。ただし、図書及び視聴覚資料の合計数は、1人につき5を限度とする。

区分	図書館資料の数
図書	1人につき5冊以内
視聴覚資料	1人につき1点以内

(予約等の受付)

第4条 規則第7条本文に規定する者が予約し、及びリクエストすることができる

図書館資料の数の上限は、20とする。この場合において、当該上限のうち視聴覚資料については、3点とする。

2 第3条に規定する者の予約及びリクエストは、受け付けない。

3 取置期間（図書館等が、予約又はリクエストがあった図書館資料を当該予約し、又はリクエストした者に貸し出すため、留め置いておく期間。以下「取置期間」という。）は、おおむね1週間とする。

（予約等の制限）

第5条 館長は、この要綱の目的を達成し、図書館資料を適切に管理するため、次に掲げる者について予約及びリクエストを停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 貸出期間内に図書館資料を返却しない者
- (2) 取置期間内に図書館資料を取りに来ない者
- (3) 存在しない、図書館資料に該当しないその他貸出しできない資料をリクエストした者
- (4) その他館長が不相当と認めた者

（長期未返却者に対する処置）

第6条 規則第13条第2項の規定により長期未返却者（図書館資料の貸出期間の末日の翌日から起算して7週間を経過した時点で、当該図書館資料の返却をもとめてもなお返却していない者。以下「長期未返却者」という。）に対し、次に掲げる取扱いをするものとする。

- (1) 予約及びリクエストの停止又は取消し
- (2) 個人貸出しの停止

2 前項の規定による取扱いは、当該未返却の図書館資料をすべて返却し、又は規則第6条の規定により弁償したときに解除するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、図書館資料の貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月26日から施行する。

1 6. 佐倉市立図書館資料収集基準

第1 趣 旨

この基準は、佐倉市立図書館の管理運営に関する規則（昭和 51 年教育委員会規則第 2 号）第 21 条の規定により、佐倉市立図書館の業務を十分かつ円滑に行うため、図書館資料の収集に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 基本方針

- (1) 図書館資料の収集に当たっては、公共図書館としての役割、市民からの要望、社会的な動向に十分配慮し、生涯学習の拠点施設として、文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等に資する資料及び情報の収集・整備に努め、一般の利用に供するものとする。
- (2) 各図書館は、その施設設備、規模、地域性及び館の機能に応じた資料構成に留意し、佐倉市立図書館全体として体系的な資料の充実を図るものとする。
- (3) 図書館資料の選択収集に当たっては、著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれることなく、幅広く収集する。

第3 収集資料の種類

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 郷土・行政資料
- (4) 視聴覚資料
- (5) 障害者用資料
- (6) 電子出版資料

第4 収集資料の範囲

- (1) 収集する資料の範囲は、各分野にわたり、基本的、入門的なものから専門的なものまで幅広く収集する。ただし、特殊な又は高度な専門性を有するもの、著しく耐久性に欠けるもの等は、原則として収集しない。
- (2) 収集する資料は、国内で発行及び製作されている資料を中心に収集するものとし、必要に応じて、国外で発行及び製作されている資料についても収集に努める。

第5 資料別収集方針

資料の資料別収集方針は、次のとおりとする。また、資料を複数収集する場合には、利用状況、資料的価値、数量等を総合的に検討し、適正な蔵書構成の維持に配

慮した収集に努めるものとする。なお、CD-ROM付き資料については、著作権の保護に十分留意するものとする。

(1) 図書

ア 一般図書

- ① 一般図書は、市民の学習、教養、実用、娯楽等に資するため、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じて、専門的な図書まで幅広く収集する。
- ② 次に掲げる資料は原則として収集しない。
 - 1) 学習参考書、各種試験問題集及びテキスト類（書き込み欄等が多く、また個人が長期間にわたり使用する性質のもの）
 - 2) 特殊な又は高度な専門書、学術書（ただし、資料価値が高く、多くの利用が見込まれるものについては配慮する。）
 - 3) ゲーム攻略本
 - 4) 切り抜き、切り取り、書き込みを目的として編集されたもの

③ その他の資料選定に関する留意点

- 1) 漫画は、古典の名作、実用漫画、受賞作品などで評価の高いものを中心に厳選する。
- 2) 宗教に関しては、古典的なものから選定し、バランスを考慮し、特定宗派に偏らないようにする。

イ 参考図書

参考図書は、市民の一般的な調査研究のために必要な辞典、事典、年鑑、名鑑、目録、書誌、白書、地図等を広く収集する。

ウ 児童図書

児童図書は、児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つような各分野の資料を広く収集する。

エ 青少年図書

青少年図書は、児童から成人への成長過程におけるおう盛な知的好奇心や読書意欲に応え、読書習慣の形成と継続を促すとともに、豊かな人間形成に資するため、各分野の資料を広く収集する。

オ 外国語資料

外国語資料は、国内外で高い評価を得ているもので、かつ、英語で記述されたものを中心として、各分野にわたって収集する。なお、社会状況の変化や市民の要求の多様化に留意し、その他の言語によるものについても収集に努める。

(2) 逐次刊行物

ア 新聞は、原則として国内発行の主要全国紙等を中心に収集する。

- イ 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、各分野にわたって収集する。また、児童及び青少年向けのものも収集する。ただし、特殊な又は高度な専門雑誌、特定の政治団体・宗教団体が発行する雑誌及び漫画雑誌は、原則として収集しない。
- ウ 年鑑、年報及び白書等は、一般図書及び参考図書に準じて収集する。

(3) 郷土・行政資料

- ア 佐倉市に関する資料は、資料内容が佐倉市と密接に関わりがあるものを中心として、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図 等を可能な限り収集する。
- イ 千葉県及び県内市町村に関する資料は、特に佐倉市と隣接する地域に留意して、基本的資料、歴史的資料を中心に収集する。

(4) 視聴覚資料

- ア 市民の教養、文化活動又は趣味に資するため、カセットテープ、CD、DVD、ビデオテープ等の視聴覚資料を収集する。
- イ 収集に当たっては、著作権の保護に十分留意し、クラシック、ポピュラー、民族音楽、伝統芸能、語学、文学作品、朗読、記録、映画等の基本的作品、代表的演者の作品を中心に収集する。
- ウ アニメーションについては、古典の名作、受賞作品などで評価の高いものを中心に厳選する。
- エ 技術の進展に伴う新しい形態の資料については、必要に応じて検討し、収集に努めるものとする。

(5) 障害者用資料

障害に応じたサービスが行えるよう、大活字本、点字図書、録音図書等の資料収集に努める。

(6) 電子出版資料

CD-ROM等の電子出版資料については、各館の収集分担、他の資料との関連、資料としての耐用年数等を十分考慮して、効率的な収集に努める。

第6 寄贈資料等の収集

資料の収集については、購入を原則とするが、必要に応じて寄贈等も活用する。この場合については、この基準に定める事項を適用する。

第7 情報提供等

図書館に所蔵されていない資料、又はこの基準の収集対象とはならない資料に対する市民からの要望については、他の図書館資料に関する情報、インターネット情報等を利用して、可能な限り当該資料に関する情報を収集し提供するとともに、他機関への紹介又は借用等の方法により資料提供に努めるものとする。

第8 その他

この基準に定めるもののほか、資料収集に関して必要な事項は、各図書館長の合議により別に定める。

この基準は平成14年8月1日より施行する。

1 7. 佐倉市立図書館資料除籍基準

第1 基本方針

この基準は、佐倉市立図書館の管理運営に関する規則（昭和 51 年教育委員会規則第 2 号）第 21 条の規定により、佐倉市立図書館が常に新鮮で有効な資料構成の維持に努め、かつ図書館資料の適切な管理を図るため、資料の除籍に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 除籍対象資料

除籍の対象となる資料及び基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 亡失資料

- ア 蔵書点検により不明が確認されてから 3 年を経過したもの
- イ 貸出期限を過ぎた資料であって、督促等の努力にもかかわらず 5 年を経過しても返却されないもの
- ウ 利用者が紛失した資料で、やむを得ない理由により現品での弁済が不可能なもの
- エ 不可抗力による災害その他の事故によるもの

(2) 破損・汚損資料

- ア 破損又は汚損がはなはだしく、修理困難なもの
- イ 切り抜き、書き込み等がはなはだしく、全体として利用に耐えないもの

(3) 不用資料

- ア 学問、技術の進歩又は時間の経過等により、記述あるいは記録された内容が資料としての価値を失ったもの
- イ 新版、改訂版、類似資料等の入手により、利用価値がなくなったもの
- ウ 複本が存在し、又は利用要求が少なく、将来にわたり長く保存する必要のないもの
- エ 新聞、雑誌で、保存年限を経過したもの

第3 除籍対象外資料

次に掲げる資料については、亡失資料及び破損・汚損資料となる場合を除き、原則として除籍対象としない。なお、特段の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 佐倉市に関する行政資料、民間発行資料及び歴史的資料
- (2) 記述された内容の新旧に関わらず、当該分野の基本的又は歴史的価値を有する資料
- (3) 類似する資料が存在しない、又は極端に少ない資料
- (4) 品切れ、絶版、その他の事情により、再び収集することが困難で、かつ高

い資料価値を有する資料

第4 除籍の決定

除籍にあたっては、除籍資料明細書を作成し、図書館長の決裁を受けるものとする。

第5 除籍資料の無償譲渡

図書館長は、除籍した図書館資料を「佐倉市立図書館リサイクル要綱」に基づき無償で譲渡することができる。

第6 その他

この基準に定めるもののほか、資料の除籍に関して必要な事項は、各図書館長の合議により別に定める。

この基準は平成14年8月1日より施行する。

1 8. 佐倉市立図書館資料複写サービス取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市立図書館の管理運営に関する規則（昭和51年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、佐倉市立図書館（以下「図書館」という。）における著作権法（昭和45年法律第48号。以下同じ。）第31条に掲げる複製に関するサービス（以下「複写サービス」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(複写対象資料)

第2条 複写サービスの対象となる図書館資料は、図書館が収集し、所蔵している資料及び次項に規定する資料とする。ただし、次の各号に該当するものを除く。

- (1) 複写することにより損傷するおそれのある資料
- (2) その他館長が複写を行うことを不相当と認めた資料
- 2 図書館の利用者等が持参した資料等については、複写サービス業務の対象外とする。
- 3 図書館が、他館から図書館協力における現物貸借で借り受けた図書の複写に関しては、別に定める。

(複写条件)

第3条 前条に規定する複写対象資料の複写条件は、著作権法第31条の規定により、利用者の求めに応じ、調査研究のために公表された著作物の一部（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物は、その全部）について1人につき1部とする。

- 2 前項の規定のほか、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる範囲において複写することができる。
 - (1) 利用者が著作権者の資料複写の承諾を得た書面を提出した場合 承諾の範囲内
 - (2) 図書館が著作権者の資料複写の承諾を得ている場合 承諾の範囲内
 - (3) 著作権の目的とならない著作物及び著作権が消滅した著作物の場合 全部

(複写料金)

第4条 資料に要する費用は、複写の大きさにかかわらず複写機により写しを作成した場合は、白黒1枚につき10円とする。ただし、使用する用紙は、日本工業規格A3判以下とする。

(来館による複写の申込みと処理等)

第5条 来館して館内で行う複写申込みと処理等の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 複写を依頼する利用者は、規則14条第1項に定める図書館資料複写申込書(以下「申込書」という。)に所要事項を記載して、図書館職員に申し出ることとする。
- (2) 前号の申し込みを受けた職員は、申込書の記載事項が第2条及び第3条の規定に適合していることを確認した場合に複写を許可するものとする。

(複写物の利用上の責任)

第6条 複写物の利用による著作権上の責任は、当該複写物に係る複写を申し込みした者が負うものとする。

(来館せずに行う複写の申込みと処理等)

第7条 来館せずに行う複写申込みと処理等の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 複写を依頼する利用者は、申込書に所要事項を記載して、郵便、ファクシミリ、電子メール等により、図書館に申し込むこととする。
 - (2) 電話による複写の申込み及び郵便、ファクシミリ、電子メール等による複写の申込みであって、申込書以外の書面によるもの場合には当該申し込みを受け付けた職員が申込書に記載すべき内容を確認した上で、申込書に転記する。
 - (3) 前2号に規定する複写の申し込みを受け付けた職員は、複写の内容が第2条及び第3条の規定に適合していることを確認した場合に複写を許可するものとし、複写料金、郵送料等の必要経費(以下「複写料金等」という。)を利用者に通知する。
- 2 図書館は、職員が複写料金等の納入を確認した後に複写を行い、複写物を利用者に送付する。

(補則)

第8条 この要領の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月1日施行の佐倉市立図書館資料複写等に関する基準は廃止する。